公立保育所のしおり

— 家庭とともに歩む —

東京都大島町

目　次

① 公立保育所案内 ……２

② 保育所について ……３～４

③ 保育所の生活 ……５

④ 非常災害のそなえ ……６～７

⑤ 家庭へのお願い ……８～９

⑥ 用意していただく物 ……１０

⑦ 子ども家庭支援センターのご案内 ……１１

⑧ 園の概要 ……１２～１３

⑨ 乳幼児がかかりやすい感染症一覧 ……１４～１９
（感染経路・保育園での「薬」の取扱いについてのお願い
登園届・薬の与薬票・インフルエンザ経過報告書）

⑩ 個人情報保護について ……20～21

⑪ 町立保育園連絡メール登録のお願い ……22～23

⑫ 土曜日の保育についてのお願い ……24

⑬ ご相談や苦情について ……25

⑭ 短時間保育　延長保育利用スポット料金について ……26

⑮ 利用者負担額（保育料）算定表　２号、３号認定用 ……27
１号認定用 ……28

⑯ 一時保育のご案内 ……29～30

① 公 立 保 育 所 案 内

― 保育所とは ―

保護者が就労または疾病などの理由により家庭での保育が出来ない（保育を必要とする）場合、保護者にかわって保育を行う施設です。

【 保育理念 】
「すくすく・のびのび・にこにこ」
～子ども・保護者・地域・保育士みんなで楽しく笑顔あふれる保育園を目指します。～

【 保育目標 】
- 生き生きと毎日を楽しめる子ども
- 好奇心旺盛で意欲のある子ども
- 思いやりのあるやさしい子ども

【 開 所 日 】
保育所の開所は月曜日から土曜日の午前７時３０分から午後６時３０分です。
※土曜保育については土曜日に保育を必要とする場合に限り預かり可能です。
（詳しくはＰ24 をご覧下さい。）

【 保育時間 】

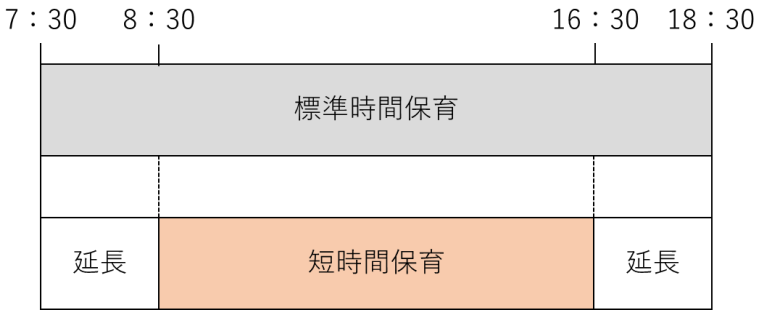

【 休 園 日 】
日曜日・祝祭日・年末年始

【 保育実施負担金（保育料）】
保育実施負担金（保育料）は、町立、私立同一料金で世帯の市町村民税額に応じて決まります。また、保育料の切り替えは市町村民税の賦課決定時期に伴い、毎年９月に切り替えを行います。（４月から８月までは前年度分、９月から３月までは現年度分の税額により決定）なお、修正申告を行った場合は保育料が変更になりますので速やかに申し出て下さい。
災害に遭った場合、失業した場合、多額の医療費が必要となった等の理由により、保育料を納めることが困難な場合は、免除・減額制度がありますので大島町役場福祉けんこう課へご相談下さい。
※令和元年 10 月より保育の無償化が始まり、３ 歳児以上、及び、０ 歳から ２ 歳までの住民税非課税世帯のお子さんは保育料が無料となりました。

② 保 育 所 に つ い て

【 昼　寝 】

・年齢に合わせて年間を通し昼寝をします。
・寝具は個人の物を使用してもかまいません。
・寝具一式（上下布団、カバー、綿毛布、持ち帰り用袋）は貸し出も可能です。
・借りた寝具は返却時クリーニングをお願いします。

【 給　食 】

・献立表をご覧いただき、ご家庭の食事と重複しないようご配慮下さい。
・完全給食です。栄養士による統一献立で、バランスのとれた栄養、良い食習慣が定着するよう進めています。
・日々の献立の展示をしています。（献立名、カロリー等）
尚、１、２才児は、昼食とおやつ（午前・午後）、３、４、５才児は、昼食とおやつ（午後）となっています。
・アレルギーのお子さんについての除去食は、医師の指示のもと可能な限り取り組んでいますのでご相談下さい。

【 健 康 管 理 】

＜ 定期健康管理 ＞
・定期健康診断（春・秋２回）　・歯科検診（年１回）　・体位測定（毎月）
＜ 子どもに多い感染症 ＞
・感染症などの集団感染を防ぐ為に早期発見、早期治療を心がけましょう。
※ P14・15 の一覧表を参考にして下さい。

【 保育中の事故 】

全園児は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく、災害共済給付制度に加入しています。

日頃、園児の事故対策につきましては万全を期しておりますが、万一怪我をした場合は、給付を受けられます。（掛金は、町が全額負担しています。）

＜ どんなとき ＞
・保育所で保育を受けているとき。　・通常の経路及び方法で登園、降園中におきたとき。
＜ 給付の額 ＞
・独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく、災害共済給付制度に定められた額。
＜ 給付金の支払い ＞
・独立行政法人日本スポーツ振興センター法の災害共済給付制度の通知に基づき、大島町から保護者に支払われます。
※ なお、「児童賠償責任保険」にも加入しています。
＜ 見舞金の支払い ＞
・大島町児童災害見舞金支給要綱に基づき、大島町から保護者に支払われます。

【 年 間 行 事 】

＜ 主な行事 ＞

各保育所により年間行事日程、内容、名称が異なります。

【 特 別 保 育 事 業 】

① 一時保育事業

保育所に入っていないお子さんをお持ちの方で、緊急に保育を必要とする乳幼児をお預かりし保育する事業です。（詳しくはＰ２９・30 ページをご覧下さい。）

② 子育て支援事業

地域の未就園の親子に保育所の施設等を開放し、保育所での生活や知識を学び家庭での子育てに役立ててもらう事業です。

③ 地域活動事業

・地域のお年寄りを園に招待し各種行事の参加や昔から伝わる郷土芸能を教えてもらう等の交流を行う事業です。

・小学校との交流（保小連携）、福祉施設との交流を行う事業です。

④ その他の保育事業

・園庭開放　…　毎日実施（休園日は除く）

【 個 人 情 報 】

プライバシーを守る為に、保育園が知り得た個人情報については、守秘義務を遵守します。（詳しくは P20・21 をご覧下さい。）

【 園への要望・ご意見・苦情について 】

玄関先に投書箱がありますので、園への要望やご意見、苦情がありましたらご利用下さい。又、各地区の第三者委員が立ち会い、直接相談も受けます。

（詳しくはＰ２５をご覧下さい。）

【町立保育園連絡メールについて】

町立保育所では、災害時、災害が予想される場合、各行事の案内や開催の可否などにｅメールを利用した一斉通知サービスを行なっています。

連絡網がないため、町立保育園連絡メールへの登録をお願いします。

（詳しくはＰ22・２３をご覧下さい。）

③ 保 育 所 の 生 活

１日の過ごし方

時間	３歳児　未満	時間	３歳児　以上
AM7:30	開園 順次登園	AM7:30	開園 順次登園
9:00	自由遊び 活動始まり	9:00	自由遊び 活動始まり
9:30	おやつ 片付け		
１１:00	食事準備 食事	１１:00	片付け 食事準備・食事
１２:00	お昼寝準備 お昼寝	１２:00	お昼寝準備 お昼寝
PM2:30	目覚め	PM2:30	目覚め
3:00	おやつ 降園準備 順次降園	3:00	おやつ 降園準備 順次降園
6:30	閉園	6:30	閉園

※大まかな時間なので、活動、行事などで多少の変更はあります。

◎開所時刻は午前７時３０分、閉所時刻は午後６時３０分です。

④ 非 常 災 害 の そ な え

【 お子さんを災害から守るために 】

保育所では園児の安全を守るため、消防計画をたて、毎月実施訓練を行っています。
＊避難時の約束「**せんせい、お、は、し、も**」
せんせいの話し聞く、**お**さない、**は**しらない、**し**ゃべらない、**も**どらない
＊消防計画を作成し、消防本部へ提出しています。
＊月１回、避難訓練、防災設備の整備、点検を行っています。
＊年１回、引き取り訓練を行っています。

【 災害時・非常時の園児の迎えについて 】

保育所では災害時及び非常時の際、集団が大きいと身動きがとれないので速やかな迎えを原則としていますのでご協力下さい。

・迎えに来られない方は、事前に親戚、知人などにお願いしておきましょう。
・災害が発生し保育所が危険な場合は、園児を園外に避難させます。その際、避難場所を保育所内に貼り出します。

〔各保育所の第３避難場所〕

	元町保育園	岡田保育園
第３避難場所	つばき小学校 グランド	さくら小学校 グランド

※状況に応じて変更になる場合があります。

・引き渡しの時は、職員の確認を得て下さい。
・緊急連絡先を変更した場合は必ず連絡をして下さい。

※災害等危険を感じた場合は園、防災無線等の連絡を待たずにお子さんを迎えに来て頂いて構いません。（保護者の方の早めの判断と対応がお子さんの安心、安全に繋がります。）

※災害が起きた場合、または警戒宣言が発令された場合は、発令と同時に解除されるまで保護者において保護するようにして下さい。また、電話、携帯電話では通じなくなることが予想されます。防災無線などを聞いて下さい。

※保育中に警戒宣言等が発令された場合は、お迎えのあるまで園で保護しますが速やかなお迎えをお願い致します。

※高齢者等避難・避難指示情報を防災無線でしっかり把握して頂き、早目の対応をお願い致します。

【 大島で予想される災害 】

［土砂災害について］
雨が多く降った時や台風接近などで急な土砂の流出が予想されます。
■高齢者等避難が予想される場合、各家庭にお迎えの連絡をします。
■避難指示が発令された場合、休園とします。

土砂災害時の避難場所
〇元町保育園　「大島高校」「開発総合センター」
〇岡田保育園　「第二中学校校舎２階・３階」

［三原山噴火について］
火山性の地震が多発した後、三原山が噴火することが予想されます。

［地震（津波）について］
近年、大地震が起こる可能性が高いと言われています。また、大地震が起きた場合は津波も予想されます。

各災害の発生状況により、全ての保育園または一部の保育園を臨時休園にする場合があります。

休園にした際の保育園職員は、大島町職員として避難所対応や各出張所に配備されますので連絡が取りづらくなることもあります。ご了承下さい。

緊急の場合は福祉けんこう課（２－１４７１）までご連絡下さい。

【 防犯対策として 】
・緊急時は、「学校 110 番」非常通報装置にて通報します。
・散歩など園外に出る場合は、必ず携帯電話を持ち、常に園と連絡が取れるようにしています。
・不審者に対しても適切に対応できるようにしています。

⑤ 家 庭 へ の お 願 い

【 登・降園について 】

- 毎日の登降園時には、必ず大人が付き添って下さい。（付添人が変わる場合はご連絡下さい。）
- 園児の受け渡しは、必ず職員にお願いします。
- 道順を決めておきましょう。（家庭状況調査票の地図に記した道順）
- お金、おもちゃ、お菓子などは持たせないようにしましょう。
- 登降園の際は、決められた駐車場を使いましょう。

【 健康について 】

- 朝ごはんを食べて登園しましょう。（朝食は一日の活動を支えます。）
- 怪我をした時などは、登園時に必ずお知らせ下さい。
  （「昨日転んで顔、足がアザになっています。」等）
- 保育中に体調が悪くなった時は、保護者の方に状況をお知らせします。
- 保育中の軽い怪我（すり傷程度）の場合は、保育園で処置をします。その他の場合は、保護者の方と連絡を取った上で医療機関に受診します。（医療費については「独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度」の給付を受けます。）
- 予防接種を受けた場合は必ず保育園にお知らせ下さい。
- 感染症にかかった場合も必ず保育園にお知らせ下さい。
- 感染症が治ったときは医師の許可を得てから登園して下さい。
  なお、登園時に登園届（Ｐ１９）を提出して下さい。
- 保育園では原則として、薬はお預かりしません。
  慢性疾患のお子さんの投薬については、薬の与薬票（Ｐ１９）に必要事項を記載し、薬と一緒に職員に手渡して下さい。なお、「薬の処方箋」も添付して下さい。
- 子どもの体調管理の目安として、毎年平熱調べを行います。

【 服装について 】

- 動きやすく、着脱しやすいものを着せて下さい。
- 清潔で体のサイズに合ったものを着せて下さい。
- 薄着の習慣を身につけましょう。
  （暑さ寒さに応じて脱ぎ着できるようにしていきます。）
- 靴は足に合ったサイズで歩きやすい運動靴を履かせましょう。

【 し つ け 】

- 早寝早起きを心がけ、生活リズムを整えましょう。
- あいさつ、返事などができるようにしましょう。
- 大人も子どもも、正しい言葉使いを心がけましょう。
- 子どものできることは、自分でするよう習慣づけましょう。
- 物を大切にする習慣をつけましょう。
- 後片付けをするようにしましょう。
- 排便は、朝するようにしましょう。

【 そ の 他 】

- **欠席するときは必ず、理由と共に連絡をお願いします。**
  （連絡は９時までにお願いします。連絡が無いときは園から連絡させていただく場合もあります。）
- 持ち物には、すべて名前をつけて下さい。
- 住所、勤務先、勤務時間、電話番号などを変更したときは、お知らせ下さい。
- 園だより、給食献立表、その他発信物はよく読んで下さい。
  （連絡袋は、その都度サインをして戻して下さい。）
- 保護者参加の行事には、できる限り参加して下さい。
- 保育時間中の電話による担任の呼び出しは、できる限りご遠慮下さい。
- お昼寝用布団やカバー等は、金曜日または土曜日に持ち帰り、洗濯等して月曜日に持ってくるようにして下さい。
- 保護者の転職や勤務時間、その他保育の必要な事由（特に母の就労や妊娠・出産など）が変更となった場合には必ず『保育を必要とする証明書（変更）』を提出してください。（事由発生の 15 日以内）なお、申請した日の翌月からの認定変更となりますのでご注意下さい。
- 退園する時は、必ず大島町役場福祉けんこう課に「退園届」を提出して下さい。

※ この保育所のしおりは卒園まで使用しますので紛失しないよう保管して下さい。

子どもは家庭と保育所が一体となって育まれます。
保育所生活でわからないこと、不安なことがありましたら、
お気軽に保育所へお尋ねください。

⑥　用意していただく物

全園児共通の物	・昼寝用布団一式（保育園で貸し出します。希望する方は申し出て下さい。） ・枕用タオル　・パジャマ ・パジャマ袋（パジャマ・タオル類が入る物） ・手拭きタオル（ゴム又はひもをつける） ・防災頭巾・上履き・上履き入れ・通園かばん ・食事用の口拭きタオル・口拭きタオル入 ・コップ・コップを入れる袋 ・エプロン及びエプロンを入れるビニール製の袋（１．２才児のみ） ・おむつ（1 枚ずつ名前を書いて下さい。） ・着替え一式（個人差、季節に応じて補充・入れ替えをして下さい。） ・汚れものを入れるビニール袋をかばんに入れておいて下さい。
毎日持って来る物	★幼児組（３・４・５才児） 通園かばん、連絡ノート、食事用口拭きタオル、手拭きタオル コップ（袋に入れて持って来て下さい。） ★乳児組（１・２才児） 通園かばん、連絡ノート、手拭きタオル エプロン及び口拭きタオル（ 袋に入れて持って来て下さい。） コップ（ 袋に入れて持って来て下さい。）
その他	・布団・パジャマ・上履きは、全員毎週金曜日又は土曜日に持ち帰ります。 ・布団の持ち帰りの出来ない場合は、カバーをはずし洗濯して、月曜日の朝布団にかけて下さい。 ・防災頭巾は月末の最終金曜又は土曜日に持ち帰ります。洗濯や日光消毒をし、清潔にして月曜日に持たせて下さい。 ・防災頭巾には、白い布でポケットをつけ、園児名、保護者名、住所、緊急連絡先電話番号を記入し、その中にハンカチを入れて下さい。 **◎持ち物・衣類など小さい物にも、必ず名前を書きましょう。**

⑦ 大島町子ども家庭支援センターのご案内

大島町子ども家庭支援センターは、子どもと家庭のあらゆる問題に関する総合相談に応じて適切な援助やサービスの提供、調整を行います。保健師、臨床心理士による専門的相談をはじめ、地域における子どもを守るためのネットワーク作り等、子どもが育つ環境の整備と子育てサポートを行います。

《総合相談》　悩みや不安を相談したい
０歳～１８歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じます。保護者はもちろん、子ども自身からの相談にも応じます。

《わかば相談室》
臨床心理士があらゆる悩みや相談について、カウンセリング（助言等）を行います。

《こんにちは赤ちゃん訪問》
子育てを応援するために、生後４か月までの赤ちゃんのいる全てのご家庭を対象に訪問します。

《子どもと家庭を支援するネットワーク》【大島町要保護児童対策地域協議会】
虐待、その他の理由により支援を必要とする子どもや家庭の早期発見、早期対応のために、各機関とのネットワークを構築しています。

開 所 日 ： 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
開所時間 ： 午前９時～午後５時
住　所　：〒１００－０１０１　東京都大島町字丸塚（**生涯学習センター・郷**）
専用電話：０４９９２－２－２３９８
メールアドレス：c050701@town.oshima.tokyo.jp

《一時預かり》　少しの時間子どもを預かってほしい
ご家庭における保育が困難になった時や、リフレッシュなどお子さんを短時間お預かりします。（就労目的の利用はできません。）

《育児支援ヘルパー》　家事や育児を手伝ってほしい
育児や家事等の支援が必要なご家庭にヘルパーを派遣します。

《子育てひろば》
親子やお友達と自由に遊べる場所です。
子育て中の保護者同士の交流の場にもなっています。
どなたもご利用いただける、講座やイベント等も実施しています。

開 所 日 ： 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）※子育てひろばは土曜日も開放しています。
開所時間 ： 午前９時～午後５時
子育てひろばの開所時間：午前９時３０分～午後４時まで
住　所　：〒１００－０１０４　東京都大島町野増字大宮
電話・ＦＡＸ：０４９９２－２－２３８１
メールアドレス：c050701@town.oshima.tokyo.jp

⑧ 各 園 の 概 要

１．施 設 の 名 称	**元町保育園**
２．所　　在　　地	〒100-0101　東京都大島町元町字丸塚 547 番 1 電　　話　　04992-2-3213 Ｆ　Ａ　Ｘ　　04992-2-3234
３．事業開始年月日	昭和 48 年４月１日
４．定　　員	９０名
５．施設規模及び構造	総 面 積　　９，２６８㎡ 建物面積　　１，３６６㎡ 園庭面積　　２，５６３㎡ 構　　造　　鉄筋コンクリート造(一部２階)
６．ク　ラ　ス　名	１才児　－　もも組　　２才児　－　すみれ組 ３才児　－　たんぽぽ組　　４才児　－　ひまわり組 ５才児　－　さくら組
７．避　難　場　所	第１避難場所・・・保育園 園庭 第２避難場所・・・元町墓地、駐車場 第３避難場所・・・つばき小学校グランド
８．土砂災害時の避難場所	大島高校・開発総合センター
９．標　　高	約５８ｍ

園舎の平面図

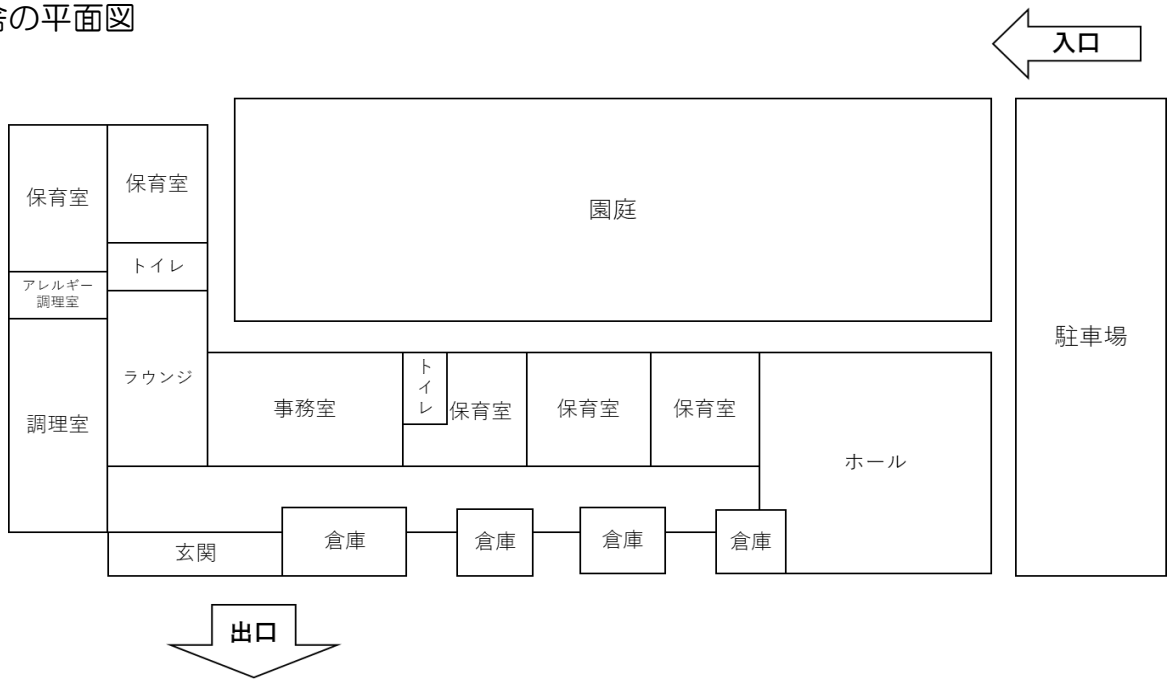

１．施設の名称	**岡田保育園**
２．所在地	〒100-0102　東京都大島町岡田字小堀７３－２ 電話　04992-2-8151 ＦＡＸ　04992-2-8185
３．事業開始年月日	昭和５０年４月１日
４．定員	５０名
５．施設規模及び構造	総面積　３，９９７㎡ 建物面積　３７８．１８㎡ 園庭面積　８４７，３㎡ 構造　鉄筋コンクリート造平屋建て
６．クラス名	１才児　－　つくし組　　２才児　－　もも組 ３才児　－　さくら組　　４才児　－　ひまわり組 ５才児　－　ふじ組
７．避難場所	第１避難場所・・・保育園　園庭 第２避難場所・・・保育園　駐車場 第３避難場所・・・さくら小学校グランド
８．土砂災害時の避難場所	第二中学校校舎２階・３階
９．標高	約７６ｍ

園舎の平面図

岡田保育園　平面図

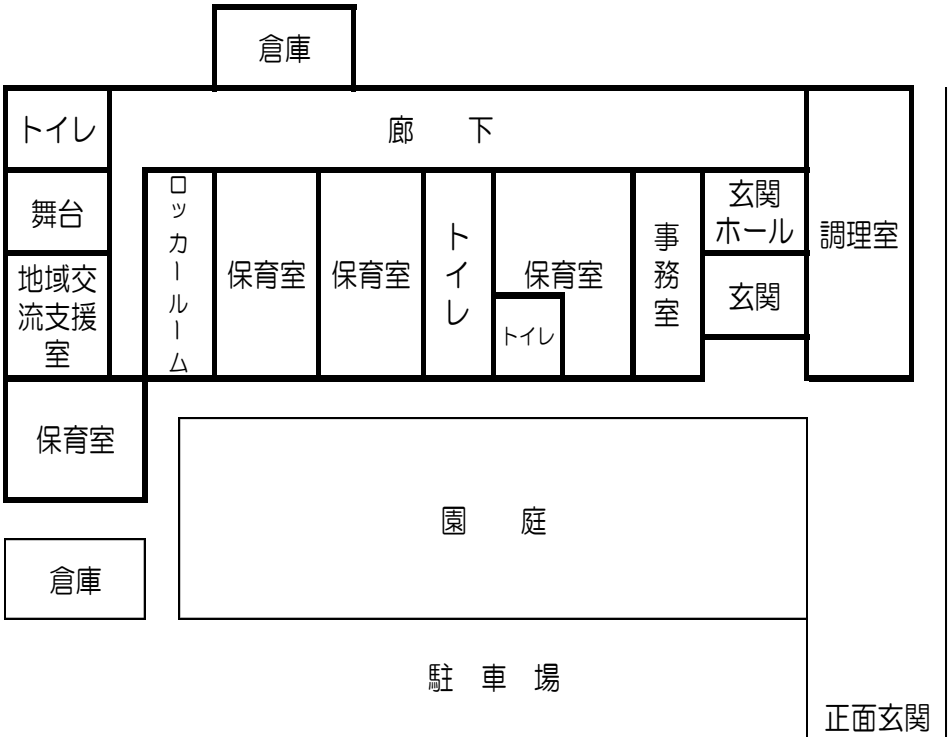

⑨ 乳幼児のかかりやすい感染症

※　感染症疾患にかかった時は医師の許可がでるまでお休みし、園の方へも連絡して下さい。

感染症名	主要症状	登園の目安	潜伏期間	感染経路	その他
麻しん（はしか）	３８℃前後の高熱、咳、鼻汁、結膜充血が見られる。熱が一時下がるころ頬の内側に白い斑点が見られる。熱が再び高くなり、耳後部から発しんが現れて下方に広がる。	解熱した後３日を経過してから。	７～１８日	空気感染 飛沫感染 接触感染	ワクチン未接種の未罹患児は、入園前にワクチンを接種する。
風しん（三日はしか）	発熱（一般に軽い）し、発しんが顔面から全身に拡がる。頸部、後頭部に痛みを伴うリンパ線のはれが出現する。	発しんが消失してから。	１４～２３日	接触感染 飛沫感染 母児感染	
水痘（水ぼうそう）	全身に発しんが出現する。赤斑から丘疹、水疱、かさぶたの順に変化する。	全ての発しんがかさぶた化してから。	１０～２１日	空気感染 飛沫感染 接触感染	水疱ウィルス
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱し、耳下腺（耳たぶの下）がはれる。	耳下腺のはれが消えてから。	１２～２５日	飛沫感染 接触感染	
インフルエンザ	突然の高熱が出現し、３～４日続く。全身症状（関節痛等）、呼吸器症状（咽頭痛等）を伴う。	発症後最低５日間かつ解熱した後３日を経過してから。	１～４日	飛沫感染 接触感染	発熱した日、解熱した日は日数に入れない。
咽頭結膜熱（プール熱）	３９℃前後の発熱、咽頭炎、結膜炎。	主な症状が消えてから２日を経過してから。	２～１４日	飛沫感染 接触感染	アデノウィルス
百日咳	感冒様症状から次第に咳が強くなり、１～２週で特有な咳発作になる。咳は夜間に悪化。合併症がない限り発熱はない。	抗菌薬を決められた期間服用、および特有のせきが消えてから。	５～２１日	飛沫感染 接触感染	
結核	咳、痰、発熱。	医師の許可をうけてから。	２年以内	飛沫感染 空気感染 経胎盤感染	
腸管出血性大腸菌感染症	激しい腹痛、頻回の水様便、さらに血便。発熱は軽度。	感染のおそれがないと認められた後。。	３～４日（1～8日）	経口感染	O157 O26 O11　等
流行性角結膜炎（はやり目）	流涙、結膜充血、眼脂、耳前リンパ節のはれと痛み。	感染のおそれがないと認められ結膜炎の症状が消失してから。	２～１４日	接触感染 飛沫感染	アデノウィルス
帯状疱疹	水疱が肋間神経にそった形で現れる。	全ての発しんがかさぶた化してから。	不　定	接触感染	水疱ウィルス
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、しばしば嘔吐を伴う。ときに発しんやイチゴ舌が出現。	抗菌薬内服後２４～４８時間経過してから。	２～１０日	飛沫感染 経口感染	A群溶血性連鎖球菌
ウィルス性胃腸炎	発熱、嘔気、嘔吐、下痢（白色調であることが多い）。	症状が治まり、普段の食事ができるようになってから。	（ロタ）１～３日 （ノロ）１２～４８時間 （アデノ）２～１４日	糞口感染 接触感染 食品媒介	ロタウィルス ノロウィルス アデノウィルス等

感　染　症　名	主　要　症　状	登園の目安	潜伏期間	感染経路	その他
ＲＳウィルス感染症	発熱、鼻汁、呼吸器症状、呼吸困難。	呼吸器症状が消え、全身症状がよくなってから。	２～８日	飛沫感染 接触感染	気管支炎や肺炎等の合併症や重症化に注意。
Ａ型肝炎	急激な発熱、全身倦怠感、食欲不振、嘔吐、黄疸。	肝機能が正常になってから。	１５～５０日	糞口感染 経口感染 （食品媒介感染）	
マイコプラズマ肺炎	発熱と咳。乾性の咳が徐々に湿性となり、次第に激しくなる。解熱後も３～４週間咳が持続する。	発熱や激しい咳が治り全身状態が良くなってから。	７～２８日	飛沫感染 接触感染	
手足口病	水疱性の発しんが口腔粘膜及び手足に現れる。発熱は軽度。口内炎がひどくて食事がとれないことがある。	症状が治まり、普段の食事ができるようになってから。	３～６日	飛沫感染 糞口感染 接触感染 経口感染	
ヘルパンギーナ	突然の高熱、咽頭痛、口蓋垂付近に水疱疹や潰瘍形成。咽頭痛がひどくて食事がとれないことがある。	症状が治まり、普段の食事ができるようになってから。	２～４日	飛沫感染 糞口感染 接触感染	
伝染性紅斑 （リンゴ病）	軽い風邪症状を示した後、頬が赤くなったり、手足に網目状の紅斑が出現したりする。	全身状態が良くなってから。	４～２１日	飛沫感染	妊婦が発症すると流産や胎児水種を起こす事がある。
ヘルペス口内炎	歯肉が腫れ、出血しやすく、口内痛も強い。治癒後も体調が悪い時に再活性化し、口唇に水疱を形成する（口唇ヘルペス）。	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事がきるようになってから。	２～１４日	接触感染	
突発性発しん	３８℃以上の高熱が３～４日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出現する。初めての発熱であることが多い。	解熱後１日以上経過し、全身状態が良くなってから。	９～１０日	飛沫感染 経口感染 接触感染	施設内で通常流行することはない。
伝染性膿痂疹 （とびひ）	湿疹や虫刺され痕を掻いたところが細菌感染を起こし、びらんや水疱病変を形成する。	乾いているかガーゼで覆る程度になってから。	２～１０日	接触感染	治癒するまでプールは禁止。
アタマジラミ	小児では多くが無症状。	駆除を必ず行ってから。	１０～１４日	頭髪の直接接触等	
伝染性軟属腫 （ミズイボ）	直径１～３㎜のイボが、手足や体幹に数個～数十個集まってみられる。	掻きこわし傷から滲出液が出ているときはガーゼで覆うこと。	２週～６ヶ月	接触感染	こすれる部分に広がりやすい。
Ｂ型肝炎	急性肝炎の場合全身倦怠感、発熱、食欲不振、黄疸など。	症状が治まり、全身状態が良くなってから。	４５～１６０日	水平感染 （血液感染） 性行為感染 （体液感染） 垂直感染 （母児感染）	キャリア、慢性肝炎の場合は、登園に制限はない。
七島熱	発熱（３８～４０℃）、発しん、関節がいたむ。	解熱し、発しんが消えてから１週間経過してから。	１～４週間	虫	１１～３月リスや野ねずみがつつが虫を媒介する。

感染経路

感染は、細菌やウイルスが体内に侵入し、増殖して発病します。
侵入しやすい場所は、鼻・のど・腸や胃などの粘膜です。感染のしかたは色々あります。

飛沫感染	感染している人がせきやくしゃみをしたとき、口から飛ぶ小さな水滴（飛沫）を、近くにいる人が吸い込むことで感染します。飛沫が飛び散る範囲は１～２ｍです。 溶連菌・百日ぜき菌・インフルエンザウイルス（新型インフルエンザウイルスを含む）アデノウイルス・風しんウイルス・マイコプラズマなどが、飛沫感染を起こします。
空気感染	感染している人がせきやくしゃみをしたとき、口から飛び出た飛沫が乾燥し、病原体が感染性を保ったまま空気の流れによって、漂いながら広がります。近くの人だけでなく、遠くにいる人も感染します。 結核菌・麻しんウイルス・水痘ウイルスなどが、空気感染を起こします。
接触感染	感染した人に触れたことで起こる、直接接触感染（握手・だっこなど）と、汚染された物を介して起こる間接接触感染（ドアノブ・手すり・遊具など）があります。 黄色ブドウ球菌・腸管出血性大腸菌・ＲＳウイルス・アデノウイルス・ロタウイルス・ノロウイルス・水痘・帯状疱しんウイルスなどが、接触感染を起こします。
経口感染	腸管出血性大腸菌・ロタウイルス・ノロウイルスなどは、食べた物や口に入った物で感染することもあります。適切な衛生管理が必要です。
糞口感染	感染している子どものオムツ替えで、排せつ物が替えた人の手に付いたままだと、ノロウイルス・コレラ・細菌性赤痢・ヘルパンギーナ・流行性嘔吐下痢症・手足口病・ウイルス性肝炎（Ａ型肝炎）などが、健康な子どもの感染するおそれがあります。

MEMO

保育園での『薬』の取り扱いについて（お願い）

保育園では、原則として薬を与薬することはできません。本来は、与薬時間に保護者の方に登園していただいています。ただし、医師の指示によりやむを得ず保育園において薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定してお預かりできます。その際には、万全を期する為、保護者に医師名、薬の種類、内服方法を具体的に記載した与薬票に必要事項を記載し、薬と一緒に保育園に提出していただきます。
趣旨をご理解の上、ご協力をお願い致します。

記

医師の指示

保育園での園児への与薬は、保護者が主治医に子どもが保育園に在籍していること、保育園では原則として薬の服用ができないことを伝えて、投薬について相談した結果、主治医が保育園において与薬が必要であると指示した場合に限ります。
保育園でお預かりできる薬
① 薬はお子さんの主治医が処方したものに限ります。
② 慢性の病気（喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性疾患など）については、保護者と主治医と保育園で相談して対応します。事前に保育園にご相談下さい。
③ お子さまが薬の使用を嫌がったり、薬を吐き出してしまった場合など、薬を与えられないこともあります。

保育園でお預かりできない薬

① 市販薬や以前に処方されて残っていた薬、症状を判断して与えなければならない解熱剤、吸入薬、座薬は保育園では受け付けできません。
② 薬の性質によっては保育園でお預かりできない場合もあります。

与薬の受け付けと必要な書類について

受け付けの手続きには、薬と合わせて『与薬票』が必要になります。
また、処方時に受け取る『薬剤情報提供書」等、薬の説明書類も確認させていただきます。
① 「与薬票」用紙は保育園にあります。
② 「与薬票」に必要事項を記入し、当日分の薬を一緒に保育園に提出して下さい。
③ 「薬剤情報提供書」等、薬の説明書については、与薬票と一緒にお持ち下さい。
④ 薬の袋にはお子さまの名前を記入し当日分のみを入れて園長（副園長）に渡して下さい。
塗り薬が長期にわたる場合は、保育園との相談で週（月）単位での預かりとなることもあります。

登　園　届

（元町・岡田）保育園　園長様

クラス：　　組　　園児名：

病名『　　』　診断日：　　年　　月　　日

医療機関名【大島医療センター・その他（　　）】において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と診断されましたので登園致します。

年　　月　　日

保護者氏名

※公立保育所のしおりの（乳幼児のかかりやすい感染症の登園のめやす）を参考にして下さい。
※尚、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

与薬票　（保護者記載用）

年　　月　　日

依頼者	保護者氏名 園　児　名　　クラス　　組
病院名	大島町医療センター　　科　（その他　　）
主治医	
病名（又は症状）	
（該当するものに〇または、明記） （１）処方日　　年　　月　　日 （２）保管は　室温　・冷蔵庫　・その他（　　） （３）使用する日時　　年　　月　　日 食前　・　食後　・　その他（　　時、　　時） （４）外用薬などの使用法・使用部位 （５）その他の注意事項	
保育園記載	
受領者サイン	担当
投与者サイン	投与時刻　　月　　日　午前　・　午後　　時　　分
実施状況など	

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

（ 元町 ・ 岡田 ） 保育園 園長様

クラス　　組　園児名

下記のとおり、インフルエンザを発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日経過したので、登園いたします。

インフルエンザの型	（ A型 ・ B型 ・ 不明 ・ ）	
発症した日	※急な発熱、全身倦怠感（からだのだるさ）、悪寒（さむけ）などが出た日を示します。判断に迷う場合には、医師に相談してください。	月　日
解熱した（熱が下がった）日		月　日
登園を再開する日		月　日

（受診した医療機関名）　　（　年　月　日受診）

年　月　日

保護者氏名

［インフルエンザ出席停止期間の基準］

発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで

（保健安全法施行規則第１９条における出席停止の期間の基準）

※出席停止日数の数え方例（発症・解熱した日を０日目として数えます。）

①2/1 発症→2/2 解熱→発症後５日経過→2/7 から登園可。 1・◇2◇・3・4・5・6・⑦・8・9

②2/1 発症→2/3 解熱→発症後５日経過→2/7 から登園可。 1・2・◇3◇・4・5・6・⑦・8・9

＋ ③2/1 発症→2/4 解熱→解熱後３日経過→2/8 から登園可。 1・2・3・◇4◇・5・6・7・⑧・9

④2/1 発症→2/5 解熱→解熱後３日経過→2/9 から登園可。 1・2・3・4・◇5◇・6・7・8・⑨

（凡例：発症日□　、解熱日◇、出席停止の期間＿＿＿＿、登園可能な日〇）

※上記出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認に利用ください。

前月	20·21·22·23·24·25·26·27·28·29·30·31	当月	1·2·3·4·5·6·7·8·9·10
11·12·13·14·15·16·17·18·19·20·21·22·23·24·25·26·27·28·29·30·31			

⑩個人情報保護について

（基本理念）

１．町立保育園では『個人情報保護法』第三条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない。」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人の情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

２．個人情報の利用目的

町立保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。法律に定められるところの必要書類作成、正当な目的に限り使用します。利用目的は、

（１）　園児募集並びに入園に関する業務
（２）　保護者との連絡に関する業務
（３）　園児の保育に関する業務
（４）　園児の記録管理に関する業務
（５）　園児の健康状態把握に関する業務
（６）　卒園児の確認に関する業務

とします。

３．収集する個人情報の種類

当園では、園児を保育するにあたり、児童票・家庭調査票・健康診断票・緊急連絡調査票等、必要最低限の情報は　収集させていただきます。個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

４．個人情報の第三者

当園では、『個人情報保護法』第２３条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データー）を提供することはありません。

法令に基づく場合
人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

５．個人情報の管理
当園は、利用する個人情報（個人データー）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）滅失、又は毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

６．個人情報の開示・訂正・利用停止・消去
当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データー）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、速やかに対応します。また、開示には、本人（保護者）確認をさせて頂きます。

７．個人情報の使用
当園は、個人情報の使用に際しては、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

・園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー・フック・くつ箱など）や個人で使用する物品（連絡帳・帽子等）には名前や写真を掲示・記載します。
・園内の壁装飾として、当番表・誕生表・園児作品には名前や写真を掲示します。
・園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園便りやクラス便り・文集に名前や行事の写真・皆様にお寄せいただいた文章を掲載します。
・児童票・調査票・健康調査票・就労証明書の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
・園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。

⑪町立保育園連絡メール登録のお願い

町立保育園では、各ご家庭に緊急な情報を迅速かつ確実に提供し、保育園と家庭のより円滑な連絡体制を構築するため、携帯メール等による情報配信を平成 27 年度より運用しています。

これに伴い、従来の電話連絡で行っていた連絡網を携帯メール等で配信することで、より迅速な情報の提供が可能となります。

つきましては、以下の内容をお読みいただき、メール配信サービスへの登録をよろしくお願いします。なお、登録は任意ですので、登録されない方へは従来通り電話等での連絡を行います。

１　配信内容　（各保育園から配信されます）

（１）緊急情報

①感染症の発生や気象警報発令等による臨時休園、開所時間（登下園時刻）変更等の連絡

②災害発生時の児童の引き取りについての連絡

③不審者情報（緊急性の高いもの）等、児童の安全についての情報

④天候等のよる保育園行事などの日程変更についての連絡

⑤その他、緊急に知らせるべき情報であると園長が判断したものについての連絡

（２）一般連絡

①保育園行事などの開催連絡

②保育園周辺で発生した事件・事故の情報

③その他、保育活動に関する事項

④持ち物の確認等の連絡

⑤写真販売の連絡

⑥上記以外で、園長が必要であると判断したもの

２　運用について

（１）町立保育園連絡メールは、福祉けんこう課が契約した特定の業者によって、個人情報の漏えいがないように管理されます。

（２）保育園は、登録された個人のメールに情報を配信することができますが、保育園関係者が保護者個人のメールアドレスを参照することはできないシステムになっています。

（３）配信する情報基本的に保育園からの一方向のメール配信とし、保護者の皆様からの配信は行えません。（メール開封確認は行います）

（４）町立保育園連絡メールに登録されない保護者の方や、何らかの原因でメールが届かなかった方には保育園から電話等で情報をお伝えします。※登録は任意です。

３　セキュリティと費用について

（１）登録者のアドレスは、保育園関係者はもとよりシステム管理者からも閲覧できません。

（２）この連絡メールで配信されるデータは全て暗号化されているので、データの中身を第三者に見られることはありません。

（３）システムへの登録や利用に係る費用については、福祉けんこう課が負担し、保護者の方の費用負担は発生しません。ただし、メールの送受信に係る通信料は利用者負担となります。

４　その他

（１）この情報を希望される方は、ひと家庭につき２つまでアドレスを登録することができます。（例：父母の携帯アドレス、または母の携帯アドレスとご自宅パソコンアドレス等）

（２）**複数の児童がいる保護者の方は、**全てのクラスへの登録をお願いします。（クラスごとにメール配信することがあるため）

（３）登録方法が分からない方や、質問等がある方は、各保育園の連絡メール担当者が説明を行いますので、携帯電話をお持ちの方は、ご持参の上ご相談下さい。

以上の内容にご賛同いただける方は、別紙の登録手順書をお読みいただき、登録をお願いいたします。

⑫土曜日の保育についてのお願い

町立保育園では、就労または疾病などの理由により家庭での保育ができない保護者の方に、土曜日も１１時間開所をしております。
その為、土曜日は、**保育の必要なお子さんに限り、必要な時間**をご利用いただけます。お仕事等で午前中のみの利用や、午後からの利用等、必要な時間にあわせてご利用ください。

保育の基本は家庭保育にあり、保育園はご家庭と一緒に手を取り合って成長の手助けをしてまいります。

土曜保育を利用される方は、事前に**「土曜保育申請書」**が必要となります。
また、ご記入いただいた内容によって確認のためにお声がけさせていただく場合もありますので、予めご了承ください。
なお、申請書の用紙、及び書類の提出は各保育園になります。

※詳しくは、各保育園にお尋ね下さい。

⑬ ご相談や苦情について

町立保育園では、利用者の皆様が不愉快な思いをした、改善して欲しい事があるなどの苦情について、適切な対応により、その解決に当たります。苦情及びその解決については、個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除き、当ホームページに公表し、保育園の運営改善に努めます。

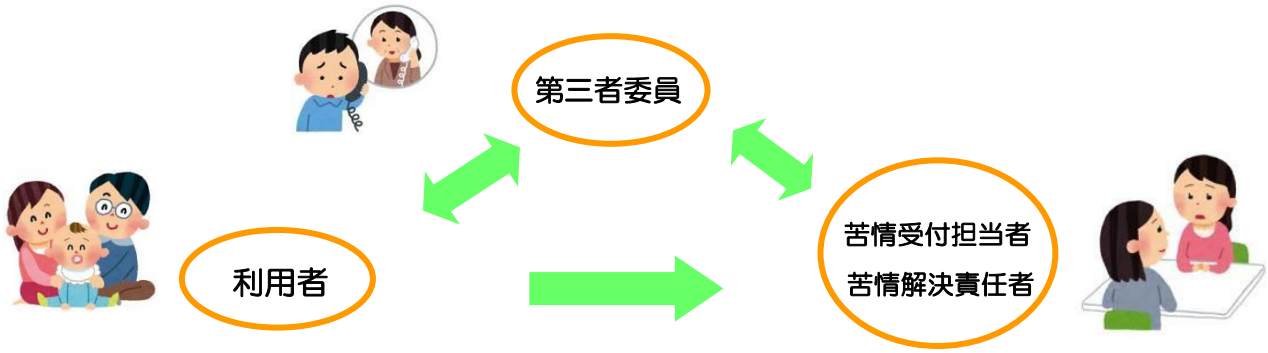

① 受付

面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 受付の報告及び確認

受付担当者が受け付けた苦情等を相談解決します。

③ 苦情等の解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情等の申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
第三者委員が、必要に応じて話し合いに立ち会います。

【元町保育園】

1．苦情解決責任者　　園長
2．苦情受付担当者　　副園長　　（元町保育園　2-3213）
3．第三者委員　　保育園玄関に掲示してあります

【岡田保育園】

1．苦情解決責任者　　園長
2．苦情受付担当者　　副園長　　（岡田保育園　2-8151）
3．第三者委員　　保育園玄関に掲示してあります

※保育園以外の窓口　　福祉けんこう課（2-1471）または子ども家庭支援センター（2-2381）までご相談下さい。

⑭ 短時間保育　延長保育利用スポット料金について

就労等の時間により保育利用時間（短時間保育）を認定された場合は利用時間は町・私立共に午前８時３０分から午後４時３０分となりますが、やむを得ない事情のため延長する場合は下記のとおり別途徴収致します。延長（スポット）料金は町・私立同一料金となります。

徴収方法は、町立は一時保育と同様に月単位での事後払いとなりますので次月にお渡しする納付書でのお支払いをお願いします。

私立においても月単位での事後払いとしますが、園から次月に請求がありますので直接各施設にお支払い下さい。

＊短時間保育は町・私立共に午前８時３０分～午後４時３０分となります。

＊利用時間により下表のスポット料金が加算されます

区　分		時間外保育料（子ども１人につき）
①	午前７時３０分から午前８時まで	２００円
②	午前８時から午前８時３０分まで	２００円
③	午後４時３０分から５時３０分まで	５００円
④	午後５時３０分から午後６時まで	２００円
⑤	午後６時から６時３０分まで	２００円

例１　　迎えが午後５時４５分になってしまった　　③＋④＝７００円

例２　　午前８時～午後５時４５分の利用をした　　②＋③＋④＝９００円

注意事項

1	短時間保育（８時間）に認定された保護者が開所時間（１１時間）内での延長保育利用上限日数及び時間は、１ヶ月当たり１０日間または３０時間以内となります。
2	また３ヶ月以上続く場合は、勤務表やタイムカードの提出をお願いします。認定の適正を図るため、再認定審査をします。
3	生活保護世帯及び市町民税非課税世帯については、１ヶ月あたり１０日間または３０時間以内を上限として、時間外保育料を無料とする軽減措置を設ける予定です。

⑮保育実施負担金（保育料）算定表　３号認定用

利用者負担（月額保育料）について

（単位：円）

階層	定　義	３号認定　【３歳未満児】（標準時間）			３号認定　【３歳未満児】（短時間　Δ1.7%）		
		基本	第２子	第３子	基本	第２子	第３子
A	生活保護法第１４条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯等	0	0	0	0	0	0
B-1	ひとり親世帯等で、市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
B-2	ひとり親世帯を除き、市町村民税非課税世帯	2,000	600	(1,000)	1,900	600	(950)
C	均等割のみ課税世帯	5,000	1,500	(2,500)	4,900	1,500	(2,450)
D-1	所得割　10,000円未満	7,000	2,100	(3,500)	6,800	2,100	(3,400)
D-2	10,000円以上 15,000円未満	9,000	2,700	(4,500)	8,800	2,700	(4,400)
D-3	15,000円以上 20,000円未満	11,000	3,300	(5,500)	10,800	3,300	(5,400)
D-4	20,000円以上 30,000円未満	12,000	3,600	(6,000)	11,700	3,600	(5,850)
D-5	30,000円以上 45,000円未満	13,000	3,900	(6,500)	12,700	3,900	(6,350)
D-6	45,000円以上 60,000円未満	15,000	4,500	(7,500)	14,700	4,500	(7,350)
D-7	60,000円以上 70,000円未満	16,000	4,800	(8,000)	15,700	4,800	(7,850)
D-8	70,000円以上 80,000円未満	17,600	5,300	(8,800)	17,300	5,200	(8,650)
D-9	80,000円以上 90,000円未満	19,300	5,800	(9,650)	18,900	5,700	(9,450)
D-10	90,000円以上 100,000円未満	21,300	6,400	(10,650)	20,900	6,300	(10,450)
D-11	100,000円以上 120,000円未満	22,800	6,900	(11,400)	22,400	6,800	(11,200)
D-12	120,000円以上 140,000円未満	24,300	7,300	(12,150)	23,800	7,200	(11,900)
D-13	140,000円以上 160,000円未満	26,100	7,900	(13,050)	25,600	7,700	(12,800)
D-14	160,000円以上 190,000円未満	28,000	8,400	(14,000)	27,500	8,300	(13,750)
D-15	190,000円以上 220,000円未満	30,000	9,000	(15,000)	29,400	8,900	(14,700)
D-16	220,000円以上 260,000円未満	31,300	9,400	(15,650)	30,700	9,300	(15,350)
D-17	260,000円以上 300,000円未満	33,200	10,000	(16,600)	32,600	9,800	(16,300)
D-18	300,000円以上 340,000円未満	34,900	10,500	(17,450)	34,300	10,300	(17,150)
D-19	340,000円以上 370,000円未満	36,600	11,000	(18,300)	35,900	10,800	(17,950)
D-20	370,000円以上 400,000円未満	38,500	11,600	(19,250)	37,800	11,400	(18,900)
D-21	400,000円以上 430,000円未満	41,000	12,300	(20,500)	40,300	12,100	(20,150)
D-22	430,000円以上 460,000円未満	44,000	13,200	(22,000)	43,200	13,000	(21,600)
D-23	460,000円以上 490,000円未満	48,000	14,400	(24,000)	47,100	14,200	(23,550)
D-24	490,000円以上	52,000	15,600	(26,000)	51,100	15,400	(25,550)

児童とは義務教育就学児までの範囲とする

利用者負担（保育料）について

新制度における利用者負担は現行と同様に、世帯の所得状況その他の事情を勘案して定める応能負担としている。所得階層の区分を決定するにあたっては、現行の所得税から市町村民税を基に算出することに変更となる。

利用者負担額は「支給認定申請書」によって決定する「保育標準時間（１１時間）」と「保育短時間（８時間）」として区分している。３時間差があるが国の基準では保育料の差をΔ１．７%としている。

市町村民税賦課が毎年６月ということを踏まえ、保育料は９月を切り替え時期とする。（４月から８月までを前年度分の市町村民税で算定し、９月以降は当年度分の市町村民税で算定する。）

＊年齢は４月１日現在の満年齢とする。
（年度途中の入所についても同様とする。）

＊第２子保育料は同一世帯から２人以上の児童が同時入所している場合に適用される。

＊第３子保育料は同一世帯から３人以上の児童が同時入所している場合には無料とする。
ただし、第３子の単独入所の場合は（カッコ）内保育料を適用。（基本保育料の半額）

＊第４子以降の保育料は免除とする。
（裏面参照）

１号認定　利用者負担（保育料）

階層	定　　義	１号認定（教育標準時間）		
		基本	第2子	第3子
1	生活保護法による 被保護世帯	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	3,000	900	(1,500)
3	市町村民税 所得割課税額　77,100円以下	11,000	3,300	(5,500)
4	市町村民税 所得割課税額　211,200円以下	20,500	6,200	(10,300)
5	市町村民税 所得割課税額　211,201円以上	25,700	7,700	(12,900)

＊児童とは義務教育就学児までの範囲とする

第1子	保育園	基本保育料	小学生以上	－	小学生以上	－	小学生以上	－
第2子	保育園	第2子保育料 （基本の3/10）	保育園	基本保育料	小学生以上	－	小学生以上	－
第3子	保育園	第3子保育料 （無料）	保育園	第2子保育料 （基本の3/10）	保育園	第3子保育料 （）内保育料 （基本の1/2）	小学生以上	－
第4子 以降	保育園	無料	保育園	無料	保育園	無料	保育園	無料

※１号認定の利用者負担（保育料）は国が定める額を参考

＊第３子保育料は同一世帯から３人以上の児童が同時入所している場合には
無料とする。ただし、第３子の単独入所の場合は(カッコ)内保育料を適用。
（基本保育料の半額）

⑯一時保育のご案内

事業概要

大島町では、家庭での保育が一時的に困難になったとき（例えば保護者の仕事、傷病、災害、事故、看護、介護、冠婚葬祭など）お子さんをお預かりする「一時保育」を実施しています。

実施場所

大島町立元町保育園	☎２－３２１３	北ノ山保育園	☎２－２３８２
〃　岡田保育園	☎２－８１５１	波浮保育園	☎４－１５６１
		元子おばちゃん家	☎050-3469-0511

対象児童

大島町の区域内に住所を有する児童。＊施設別年齢（別表３）

保育時間・日数

〇月曜から土曜の午前７時３０分から午後６時３０分までの必要とする時間。

〇日曜、祝祭日、年末年始はお休みします。ただし元子おばちゃん家は対応できる場合があります。

〇保育日数は別表２に定めるとおりです。

保育料

一時保育を利用した児童の保護者から別表１に定める利用料を徴収します。利用後に納入通知書を送付しますので、町役場福祉けんこう課、各出張所、またはお近くの金融機関で納付して下さい。

給食・おやつ

〇保育園は完全給食です。食物アレルギーがある場合は、必ず申し出て下さい。なお、小さいお子さんの場合はご家庭と相談します。

〇保育ママでの一時保育は、原則お弁当またはミルク持参でお願いします。

申請手続き

直接実施場所へ問い合わせし、一時保育利用日の調整を行って下さい。調整後に各実施施設または福祉けんこう課、各出張所に申請書類がありますので必要事項を記入の上、提出して下さい。ただし、実施施設の状況によっては一時保育の利用が出来ない事もありますのでご了承下さい。※実施施設にてお子さんの健康状態等をお伺いします。

必要なもの

〇着替え　下着も含めて最低１式（お子さんの日頃の生活に合わせて１日分）

〇乳児はエプロンの他、おむつ使用のお子さんはおむつを１日分

〇上履き、おしぼり、タオル、コップ（ご家庭で使っているものを）

〇午睡用パジャマ、バスタオル２枚（シーツと上掛け用に）

※布団は施設にあるものを使いますが、個人でお持ちいただいてもかまいません。

※持ち物については小さな物でも全て名前を書いて下さい。

その他

〇送り迎えは保護者の方が責任を持って行って下さい。

〇保育中の発病や事故があったときは、即保護者の方に連絡します。

〇わからないことや困ったことがありましたら、実施施設か福祉けんこう課までお尋ね下さい。

別表１　　（単位：円）

利用者の区分		一人１日当たり利用料		
		４時間以内	４時間超～８時間以内	８時間超
生活保護世帯に属する者		無料	無料	無料
上記以外の者	３歳以上児	５００	１，０００	１，５００
	３歳未満児	１，０００	２，０００	３，０００

※利用料金での年齢は全施設、年度初日（４月１日）時点の年齢です。

別表２

保護者の状況	保育日数
就労	週３日以内
職業訓練	週３日以内
就学	週３日以内
傷病	ひと月のうち続けて２週間以内
出産	ひと月のうち続けて２週間以内
その他町長が特別な事情と認めた場合	週３日以内または、ひと月のうち続けて２週間以内とし、申請内容により町長が定める。

別表３

施　設　名	預　り　対　象　児　童　年　齢
町立保育園	年度の初日（４月１日）現在、満１歳から
北ノ山保育園	生後３ヶ月から
波浮保育園	生後３ヶ月から
元子おばちゃん家	生後３ヶ月から（その他緊急を要する場合は応相談）

大島町公立保育所　組織図

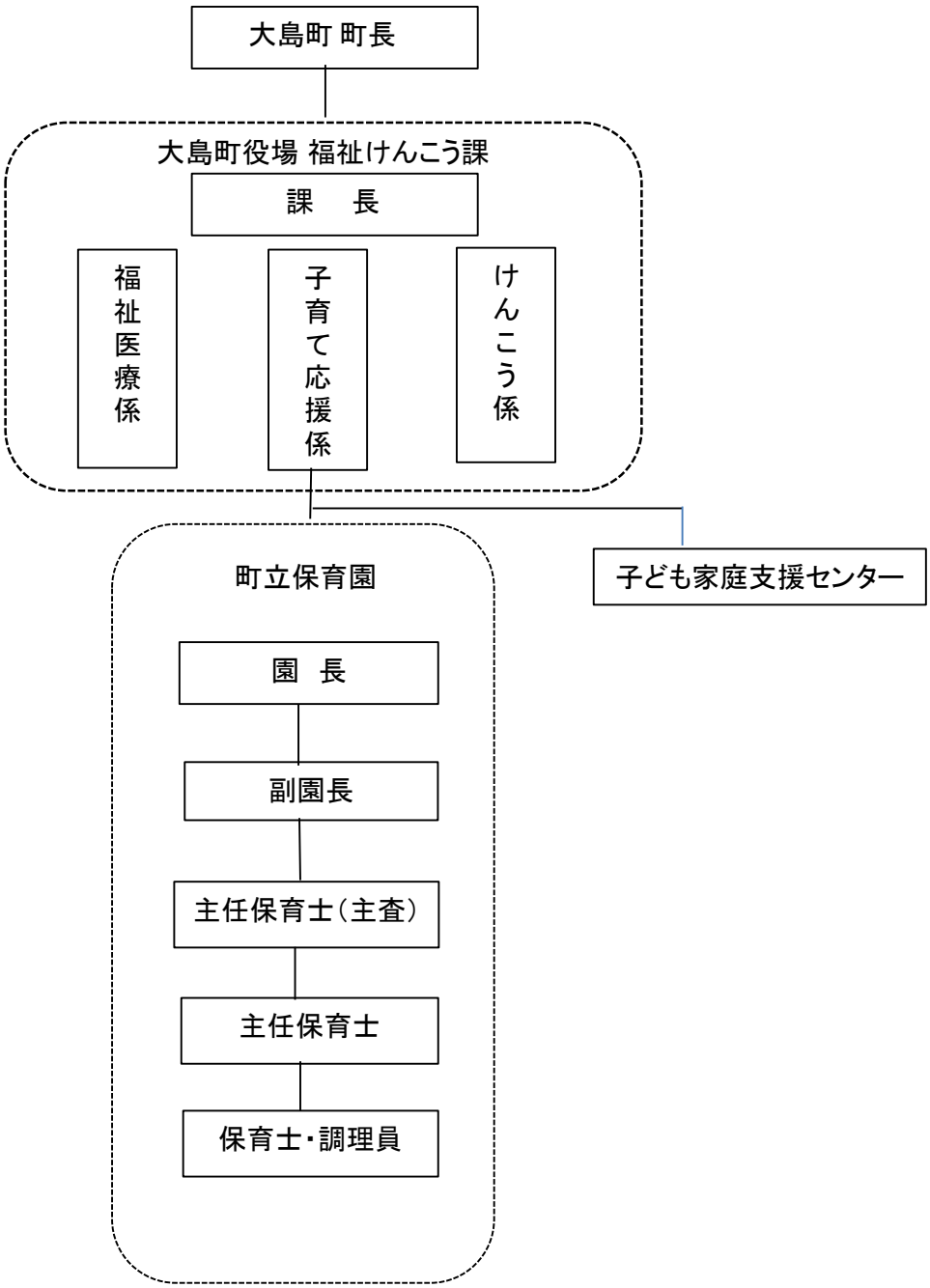

大島町役場　　福祉けんこう課
子育て応援係　TEL　04992－2－1471

元町保育園　TEL　04992－2－3213
岡田保育園　TEL　04992－2－8151

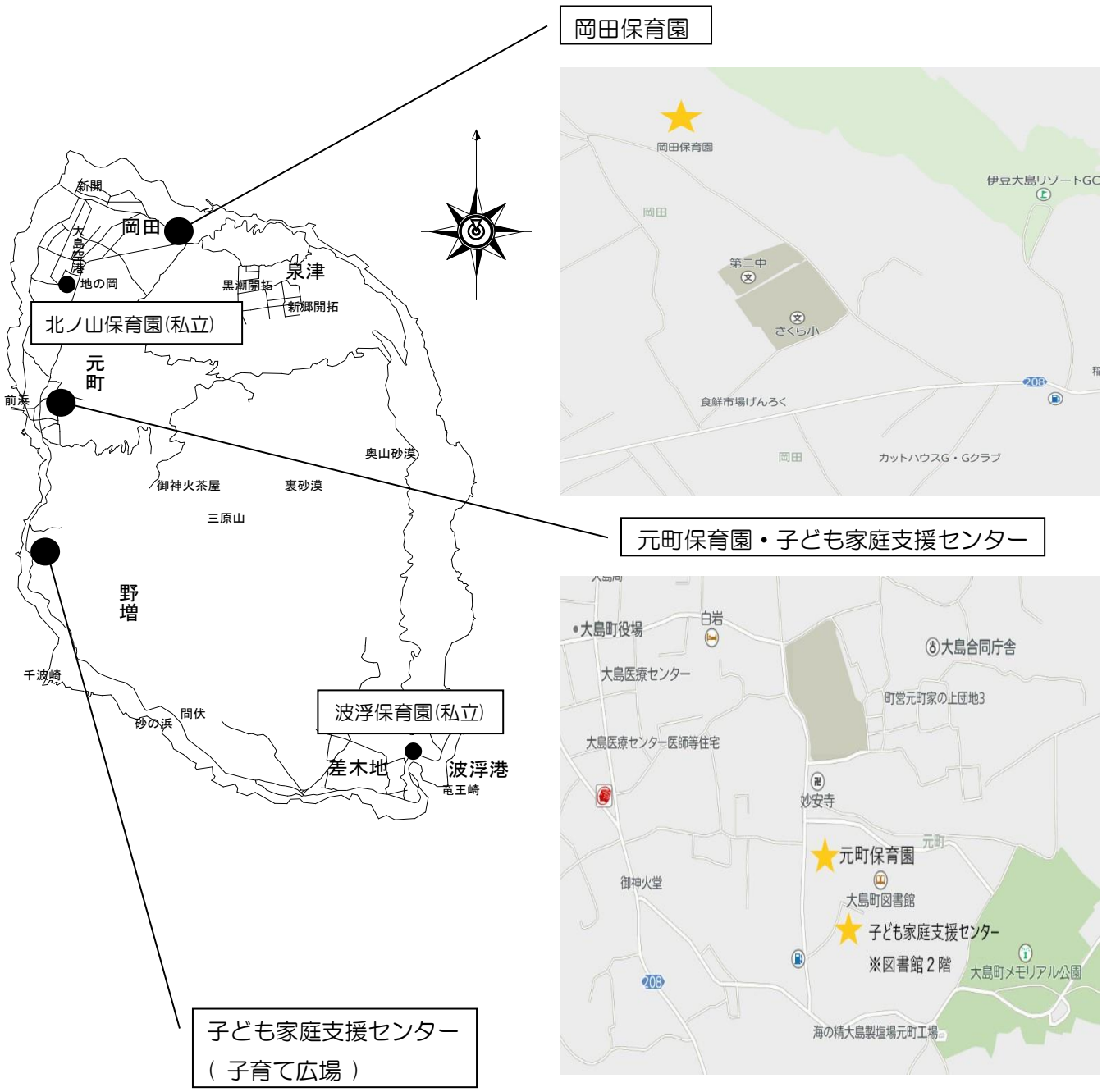
岡田保育園
岡田
新開
大島空港
地の岡
泉津
黒潮開拓
新郷開拓
北ノ山保育園(私立)
元町
前浜
奥山砂漠
御神火茶屋
裏砂漠
三原山
元町保育園・子ども家庭支援センター
野増
千波崎
砂の浜
間伏
波浮保育園(私立)
差木地
波浮港
竜王崎
子ども家庭支援センター
（ 子育て広場 ）
岡田保育園
伊豆大島リゾートGC
第二中
さくら小
食鮮市場げんろく
カットハウスG・Gクラブ
大島町役場
白岩
大島合同庁舎
大島医療センター
町営元町家の上団地3
大島医療センター医師等住宅
妙安寺
元町保育園
御神火堂
大島町図書館
子ども家庭支援センター
※図書館２階
大島町メモリアル公園
海の精大島製塩場元町工場
大宮神社
子ども家庭支援センター
※旧野増小学校
野増
内宗商店
野増局